

横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課長  
川崎市健康福祉局保健所医事・薬事課長  
相模原市保健所長  
横須賀市保健所長  
藤沢市保健所長

様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長  
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指  
定について (通知)

このことについて、平成 28 年 11 月 1 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は、別添の平成 28 年 11 月 1 日官報 (号外特第 38 号) のとおり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 165 号) で新たに指定された指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (平成 28 年 11 月 11 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

(通知内容)

1 知事指定薬物の指定

次に掲げる薬物を神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物として指定した。

(1) 化学名 N-(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ-N-(1-フェネチル  
ピペリジン-4-イル)アセトアミド及びその塩類 (通称名 O c f e n  
t a n i l、A-3217)

2 指定理由

当該薬物は、興奮及び幻覚作用等を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあり、近隣都県で同様に指定される等、県の区域内においても濫用されるおそれがあるため。



3 施行期日

平成28年11月2日から施行する。

問い合わせ先

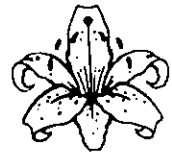
献血・薬物対策グループ 植村

電話 (045)210-1111 内線 4972

## 別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年11月 1 日 (火曜日)

定期第 2832 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	○労働委員会告示	
○規則		全水道川崎水道労働組合について労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(労委・審査調整課)	616
神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則(総務・人事課)	613	横浜交通労働組合について労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(労委・審査調整課)	617
○告示		○公告	
漁業災害補償法による届出の審査結果(環境農政・水産課)	613	農業振興地域の区域変更(8件)(環境農政・農地課)	617
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(保健福祉・薬務課)	614	開発行為に関する工事の完了(県土整備・建築指導課)	618
土地区画整理組合の設立認可(県土整備・都市整備課)	614	県立高等学校の再編整備に伴う指導要録の引継ぎ等について(教委・行政課)	618
青少年保護育成条例による有害興行の指定(県民・青少年課)	614	○入札公告	
○教育委員会規則		特定調達契約に係る一般競争入札の実施(2件)(会計・調達課)	618
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則(教委・教職員企画課)	614	落札者等の公告(政策・総務室)	620

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 規 則

神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年11月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第97号

### 神奈川県事務委任規則の一部を改正する規則

神奈川県事務委任規則(昭和35年神奈川県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表漁港事務所長の項に次の1項を加える。

#### 2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく次の事務

(1) 第76条の6第1項の規定により、車両等の占有者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずること。

(2) 第76条の6第3項の規定により、(1)の規定による措置をとり、当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

(3) 第76条の6第4項の規定により、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

別表土木事務所長の項中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、同表土木事務所長の項に次のように加える。

(県土整備局道路部道路管理課、県土整備局道路部道路整備課及び県土整備局河川下水道部砂防海岸課関係)

#### 11 災害対策基本法に基づく次の事務

(1) 第76条の6第1項の規定により、車両等の占有者等に対し、

緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずること。

(2) 第76条の6第3項の規定により、(1)の規定による措置をとり、当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

(3) 第76条の6第4項の規定により、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 神奈川県告示第479号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があったので審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年11月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区 域	区 分
横須賀市大楠区域 (横須賀市大楠漁業協同組合の地区)	中型まき網漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第2項に規定する中型まき網漁業)及び小型まき網漁業(神奈川県海面漁業調整規則(昭和40年神奈川県規則第109号)第7条第1号に規定する小型まき網漁業)

神奈川県告示第480号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、平成28年11月2日から施行する。

平成28年11月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 N-（2-フルオロフェニル）-2-メトキシ-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）アセトアミド及びその塩類（通称名 Oc f e n t a n i l、A-3217）

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるため

神奈川県告示第481号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成28年11月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 組合の名称

海老名運動公園周辺地区土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成28年11月1日から平成33年3月31日まで

3 施行地区

海老名市中新田5丁目及びび字榎所の各一部

4 事務所の所在地

海老名市中新田三丁目25番1号

5 施行認可の年月日

平成28年11月1日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示板及び海老名市役所の掲示板に掲示するものとする。

神奈川県告示第482号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

平成28年11月1日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

興行の種類	題 名	製作会社等
	狩人たちの触覚	佐 藤 組

映 画	痴女電車 さわらせてたい女	神 野 組
	性鬼人間第一号 ～発情回路～	国 沢 組

教育委員会規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月1日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

神奈川県教育委員会規則第22号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第20条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

別表第1第5項の次に次の1項を加える。

5の2 免許法施行規則第18条の5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

(1) 小学校教諭二種免許状

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目及び最低修得単位数
幼稚園教諭 普通免許状	1	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法 7 道徳の指導法 1 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2 計 10
	2以上	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法 5 道徳の指導法 1 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 1 計 7
中学校教諭 普通免許状	1	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法 7 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2 計 9
	2以上	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法 5 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 1 計 6

備考 1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。

2 教職に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要とされる事項を含む科目について修得するものとする。

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第一項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一六五）

## 省 令

○厚生労働省令第六十五号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二十五条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第一項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

令  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第一項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第一項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 （指定薬物）</p> <p>【一〇五十一 略】</p> <p>五十二 エチルアミン及びその塩類</p> <p>五十三 エチルアミン及びその塩類</p> <p>九十六 二一〔ジメチルアミノ〕メチル</p> <p>一一（三一）ヒドロキシフェニル シクロ</p> <p>ヘキサノール及びその塩類</p> <p>九十七 〇百五十八 〔略〕</p> <p>百五十九 N―（ニフルオロフェニル）</p> <p>ニ―メトキシニ―（ニフェネチルピ</p> <p>ペリジン―四―イル）アセトアミド及び</p> <p>その塩類</p> <p>百六十 〇百五十一 〔略〕</p>	<p>第一条 （指定薬物）</p> <p>【一〇五十一 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>五十二 〇百九十四 〔一号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>九十五 〇百五十六 〔二号ずつ繰り下げ</p> <p>る。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>百五十七 〇百四十八 〔三号ずつ繰り下</p> <p>げる。】</p>